

総務省 規制の事前評価書

(ギャップフィラーに係る免許手続の簡略化及び技術基準の緩和)

所管部局課室名：情報通信政策局放送技術課
電 話：03-5253-5787
評 価 年 月 日：平成20年1月31日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

平成23年の地上デジタル放送への完全移行に向け、今後、全国で中小規模の中継局整備が加速される予定であるが、現在、デジタル放送が電波の混信妨害の影響を受けるデジタル混信問題やビル等の建造物によって発生した陰による建造物遮へい難視問題に対する対策が求められている。

ギャップフィラー（地上デジタル放送における中継局のうち、極微小電力(0.05W以下)で送信する中継局であって極微小電力局に用いられる無線設備を使用するもの)を置局し、ごく小さな電力により放送波を再送信することにより、これらの難視状態を解消することができるが、現状においては、ギャップフィラーといえども通常の放送局と同様に、予備免許(電波法第8条)及び落成後の検査(電波法第10条)等が必要であり、免許手続に時間を要するものとなっている。係る状況の中、迅速に置局することができるギャップフィラーへのニーズが高まってきている。また、デジタル混信問題や建造物遮へい難視問題のためのギャップフィラーについては、緩和された技術基準(極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件(平成19年総務省告示第279号))が適用されないため、技術基準の緩和が求められている。

(2) 規制の改正の目的及び内容

今般、ギャップフィラーについて、迅速な置局を可能とするため、特定無線設備(電波法第38条の2)とし、予備免許、落成後の検査等の免許手続の簡略化を行うこととした。なお、特定無線設備の技術基準適合証明等を受けることについては、義務を課すものではなく、電波法第15条に基づく免許手続の特例が新たに認められるものであり、通常の免許手続によることを妨げるものではない。

また、技術基準については、山間部等において置局可能なギャップフィラーの技術基準と同じ技術基準を適用することとした。

改正される規制(関連する規定を含む。)は、以下のとおり。

○省令事項(電波法施行規則等)

- ①特定無線設備の対象の範囲、技術基準適合証明の試験法及び工事設計書の様式、適合表示無線設備の表示
- ②適合表示無線設備のみを使用する放送局の免許手続の特則
- ③混信又はふくそうに関する調査を行おうとするものの求めに応じ提供する無線局に関する事項に係る情報の範囲

○告示事項(極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件)

- ①極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備の技術的条件が適用される範囲

2 規制の費用

技術基準適合証明等の制度の活用により、技術基準適合証明等を受けるための費用(制度化後、登録証明機関等により届け出される業務規程に記載される手数料の額)が発生するが、本制度は義務を課すものではなく、ギャップフィルターの設置者は、技術基準適合証明等を活用し免許手続を簡略化するか、通常の免許手続によるかを選択することができることから、より費用を要しない手続を選択することができる。

その他の金銭的負担は発生しない。

3 規制の便益

技術基準適合証明等の制度の活用により、予備免許及び落成後の検査等が不要となることから、免許手続に要する時間が短縮され、置局の迅速化が図られる。

また、技術基準適合証明等の制度を活用した場合には、落成後の検査に要する手数料(52,200円)又は登録点検事業者による点検に要する費用が不要となる(なお、本制度は義務を課すものではなく、ギャップフィルターの設置者は、より費用を要しない手続を選んで検査・点検あるいは証明を受けることができる。)

さらに、デジタル混信問題や建造物遮へい難視問題のためのギャップフィルターの技術基準を緩和することにより、山間部等において利用されるギャップフィルターの生産台数と相まって、ギャップフィルターの無線設備の低廉化が見込まれる。

4 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

技術基準適合証明等の制度の活用により、技術基準適合証明等を受けるための費用が発生するが、その場合には、検査手数料又は登録点検事業者による点検に要する費用が不要となる。ギャップフィルターの設置者は、より費用負担の少ない制度を選択することができるようになり、ギャップフィルターの設置者の負担は現在よりも軽減される。

また、デジタル混信問題や建造物遮へい難視問題のためのギャップフィルターの技術基準を緩和することにより、山間部等において利用されるギャップフィルターの生産台数と相まって、ギャップフィルターについて設備の低廉化も見込まれる。

以上のことから、本制度の導入によってギャップフィルターの設置者の負担の軽減が図れると見込まれ、本制度の導入は適切であると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

本評価書は、情報通信審議会から、「放送システムに関する技術的条件」のうち「デジタル混信等の難視対策のためのギャップフィルターに関する技術的条件」が答申されたことを受け、当該答申の内容を反映したものとなっている。

6 レビューを行う時期又は条件

本制度を運用する上で、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。